

熊本市パートナーシップ 宣誓制度手続きガイド



目次

- 1 パートナーシップ宣誓をご検討中の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 手続き方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ・手続きの流れ
 - ・対象となる方
 - ・必要書類
 - ・交付する書類
 - ・再交付について
 - ・返還について
- 3 転入・転出する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 パートナーシップ宣誓制度に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1 パートナーシップ宣誓をご検討中の方へ

熊本市では、「互いに認め合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」をめざしています。しかしながら、現状においては多様な性のあり方に市民等の理解が十分に浸透しているとは言えない状況です。

そこで、本市では、市民の性の多様性及び人権尊重の理解を深めるため、並びに典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方々のパートナー関係の思いを受け止める仕組みとして「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、お二人の関係を法的に保障するものではありませんので、税金の控除や相続など法律上の効果はありません。しかし、お二人がお互いを共に支えあいながら生きていく人生のパートナーであることを、熊本市が認め、その思いを受け止める制度です。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が浸透し、多様性が尊重され、だれもがいきいきと、それぞれの個性と能力を發揮できる社会が実現できるよう期待しています。



〈手続きの流れ〉

① 手続き日時の事前予約

予約先：熊本市男女共同参画課 ☎ (096) 328-2262

✉ danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp

LoGo フォームによるオンライン予約（熊本市ホームページから）

- ・ 宣誓日時（月～金 午前9時～午後5時、祝休日・年末休暇を除く）の 土日祝日を除く3日前までに予約を行ってください。
- ・ 必要書類の確認及び記載方法をお尋ねください。
- ・ その他、パートナーシップ宣誓制度に関する質問をお受けします。
- ・ 郵送やオンライン等での宣誓はできません。

② パートナーシップ宣誓

- ・ 宣誓を予約した日時にお二人揃って、必要書類（P 3参照）をご持参の上、男女共同参画課（市役所1 2階）にお越しください。
（ご希望に応じて個室を用意します。）

③ 内容確認

- ・ 提出書類に内容の不備がないか、宣誓書の対象となる要件を備えているか確認します。

④ 宣誓書受領証の交付

- ・ 内容を確認し、宣誓書の要件を備えていると認めた場合、受領証を交付します。

〈対象となる方〉

パートナーシップ宣誓を行うには、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・一方または双方が性的マイノリティであること
- ・お二人とも満18歳以上であること
- ・いずれか一方が熊本市民であること（14日以内に転入を予定している場合を含む）
- ・独身であること
- ・宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・宣誓する相手の方と近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

〈必要書類〉

【提出が必要なもの】

- ① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）
- ② パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）
- ③ 住民票または熊本市に転入予定であることを証明する書類（各自1通）
- ④ 戸籍抄本・独身証明書、その他独身であることが確認できる書類（各自1通）

【本人確認等のため提示が必要なもの】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カードなど、官公庁が発行した本人の顔写真が添付されたものから1点
- ・通称名の使用を希望する場合は、希望する通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証、名刺等）から2点

※①②は熊本市ホームページでもダウンロードできますが、宣誓時に職員の面前で記入していただきます。（必要に応じて代書可）

※③は熊本市区民課等で交付を受けてください。熊本市に転入を予定している方は転出証明書の写しを提出してください。なお、本籍及び世帯主との続柄の表示は不要です。（3ヶ月以内のものに限る）

※④は本籍地の市町村で交付を受けてください。（3ヶ月以内のものに限る）外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳を提出してください。

※ほかに市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

〈交付する書類〉

- ・パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の写し（各1通）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証・受領カード（様式第3号・様式第4号）（各1通）

〈再交付について〉

パートナーシップ宣誓書受領証等（様式第3号・様式第4号）を紛失、毀損した場合等は、パートナーシップ受領証等再交付申請書（様式第5号）の提出により再交付します。
（宣誓から10年以内）

〈返還について〉

パートナーシップの解消や一方の死亡、双方が熊本市外へ転出した場合は、パートナーシップ解消等届（様式第6号）にパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードを添付し、熊本市へ返還してください。ただし、一部自治体へ転出した場合は宣誓書受領証の継続使用または、宣誓の継続申告ができます。詳しくは、4ページ以降をご覧ください。

パートナーシップ制度は、各自治体で定めている制度であるため、熊本市から他の市町村へ転出する場合には、宣誓書受領証の返還手続きが必要ですが、相互利用の協定を締結した自治体や、自治体間連携ネットワークに加入している自治体に転入・転出する場合は、宣誓書受領証の継続使用又は宣誓の継続申告が可能です。

また、福岡市、北九州市と熊本市間で転入・転出する場合は、継続使用か継続申告か、どちらか好きな方法を選ぶことができます。

※該当の自治体や様式は、熊本市ホームページでご確認ください。



熊本市ホームページ

＜受領証の継続使用＞

相互利用の協定を締結した自治体間で、転入転出する場合に、手元の宣誓書受領証の継続使用ができます。

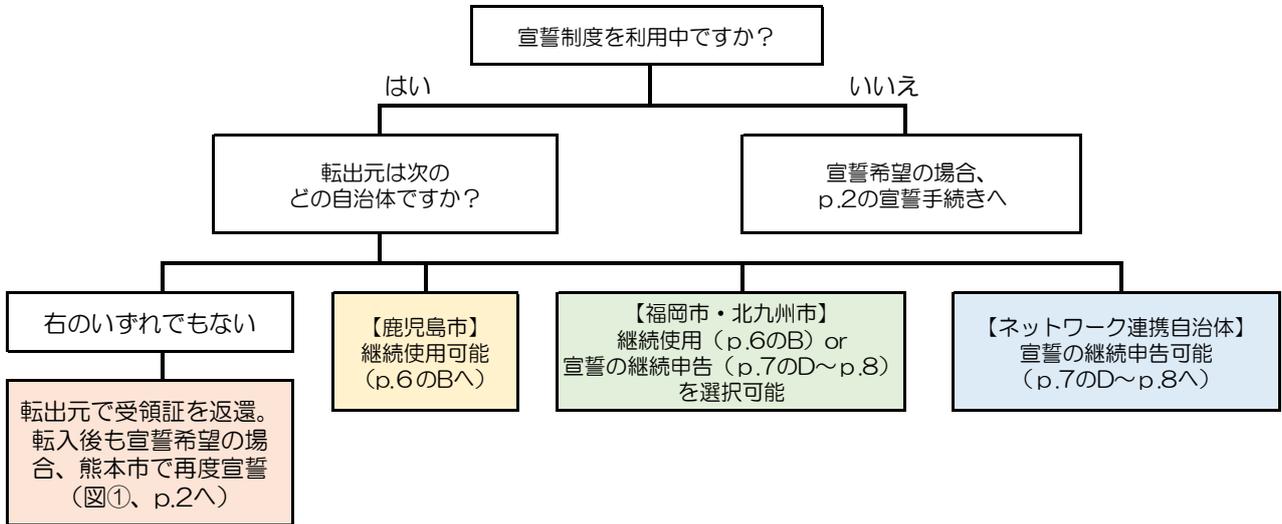
転出前の自治体で継続使用申請を行います。転入先での手続きはありません。

＜宣誓の継続申告＞

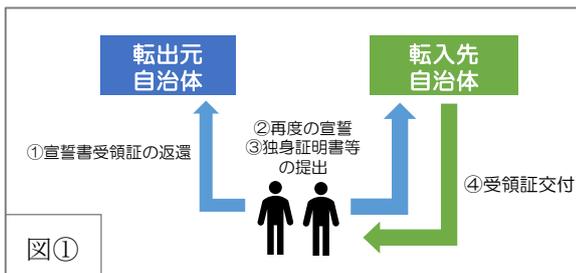
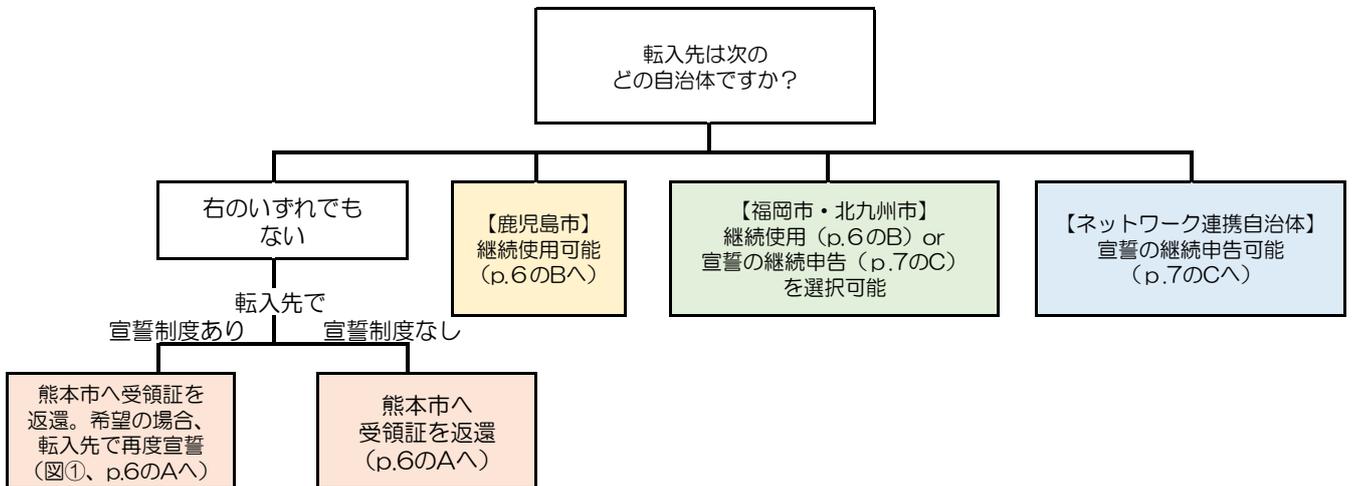
自治体間連携ネットワークに加入している自治体間で、転入転出する場合に、手元の宣誓書受領証を独身証明書等の代わりとして、転入先の自治体へ提出し、宣誓の継続申告を行うことで、再度の宣誓をしなくても、転入先の自治体で新しく宣誓書受領証が発行されます。

<転入・転出のフロー>

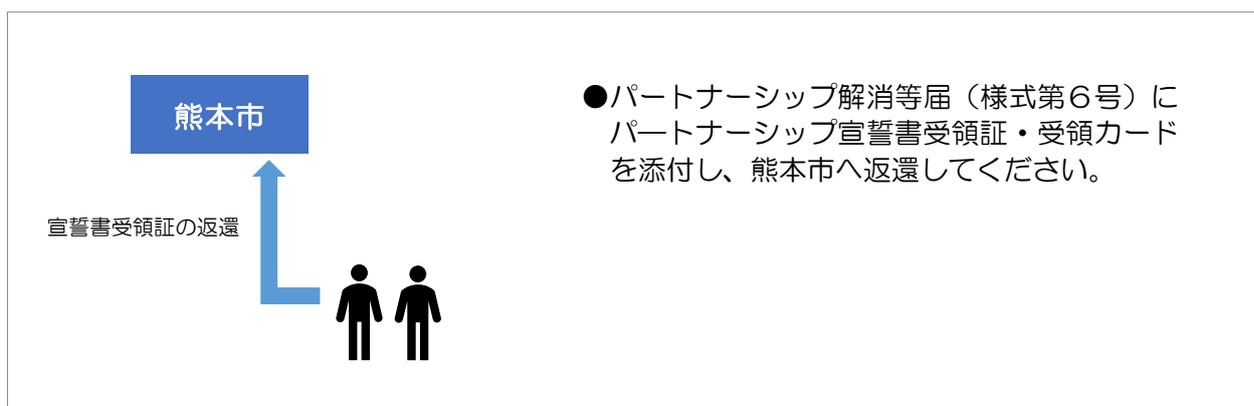
熊本市へ転入する場合の手続き



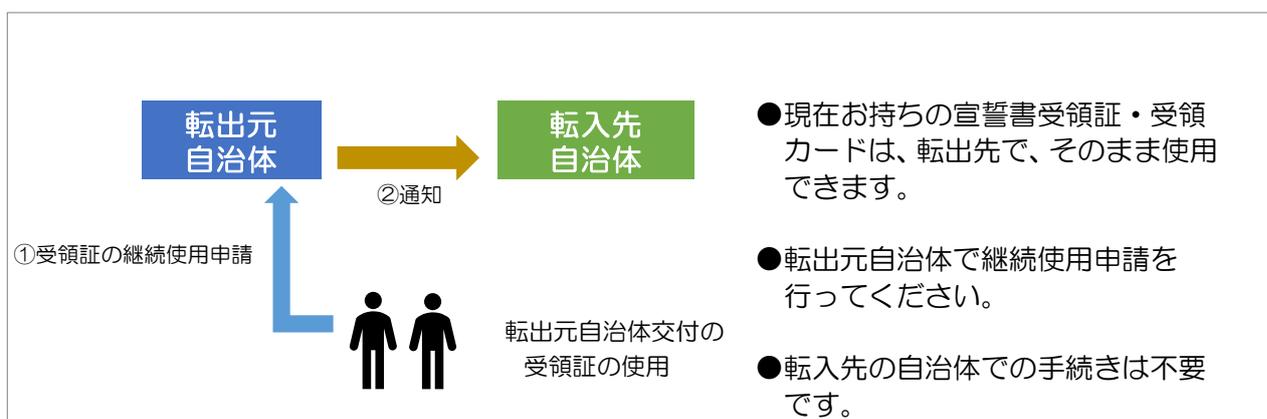
熊本市から転出する場合の手続き



A 熊本市から転出する場合の基本的な手続き（宣誓書受領証の返還）



B 転入転出で、宣誓書受領証等を継続使用する場合の手続き ※協定締結自治体のみ



●熊本市から転出する場合

〈必要書類〉

【提出が必要なもの】

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号）
- (2) 受領済みの熊本市パートナーシップ宣誓書受領証の写し（2名分）
- (3) 本人確認書類の写し（各自1通）

【本人確認書類の例】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カードなど、官公庁が発行した本人の顔写真が添付されたものから1点

〈提出方法〉

- ・窓口へ持参（熊本市役所12階 男女共同参画課）
- ・簡易書留で郵送（〒860-8601 熊本市男女共同参画課 宛）
- ・パスワードをつけてメールで送信（宛先：danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp）
- ・LoGo フォームによるオンライン申請（熊本市ホームページから）

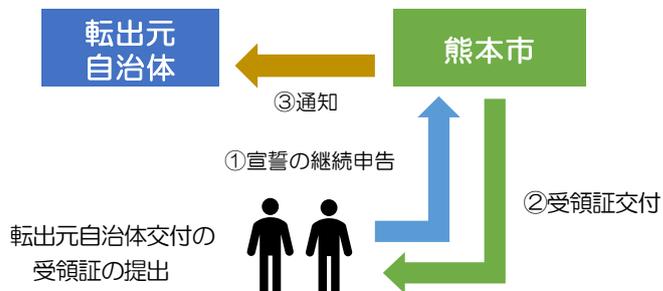
C 熊本市から転出し、宣誓を継続申告する場合の手続き

※自治体間連携ネットワーク加入自治体のみ

- 現在お持ちの宣誓書受領証は、転入先では使用できません。独身であることを証明する書類の代わりとして宣誓書受領証を提出し、宣誓を継続申告することができます。転入先の自治体で、宣誓書受領証が新たに発行されます。
- 手続きの方法は、転入先の自治体へお問合せください。熊本市での宣誓書受領証の返還手続きは不要です。

D 熊本市へ転入し、宣誓を継続申告する場合の手続き

※自治体間連携ネットワーク加入自治体のみ



●現在お持ちの宣誓書受領証は熊本市にご提出いただき、新しい宣誓書受領証を交付します。

●転出元自治体での手続きは不要です。

●手続きは、郵送又は来庁のいずれかを選べます。

〈必要書類〉

【提出が必要なもの】

- (1) パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）
- (2) お手持ちのパートナーシップ宣誓書受領証（2名分）
- (3) 住民票または熊本市に転入予定であることを証明する書類（各自1通）
- (4) 本人確認書類（各自1通）※郵送の場合は写し
- (5) 返信用封筒（切手貼付） ※郵送の場合のみ

【本人確認書類の例】

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カードなど、官公庁が発行した本人の顔写真が添付されたものから1点

※（1）は熊本市公式ホームページでもダウンロードできます。（必要に応じて代書可）

※お二人の住所が異なる場合は、返信用封筒2通を同封の上、郵送してください。

※返信用封筒には、申告者の郵便番号、住所、氏名を明記し、切手を貼付してください。

※今回の手続きから、宣誓書受領証に通称名の使用を希望する場合、希望する通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証、名刺等）を2点ご提出ください（郵送の場合は、写しをご提出ください）。

※ほかに市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

〈提出方法〉 郵送又は来庁

◆郵送の場合

(1) 事前連絡

- ・ 郵送前にメール又はお電話にて次の内容をご連絡ください。
 - お二人の氏名
(通称名使用希望の場合は、通称名も併せてお知らせください。)
 - 代表者の連絡先

(2) 書類の郵送

- ・ 必要書類を添えて、郵送ください。

(3) 宣誓書受領証の交付

- ・ 内容を確認し、宣誓書受領証を交付し、返信用封筒にて郵送します。

◆来庁の場合

(1) 手続き日時の事前予約

予約先：熊本市男女共同参画課 ☎ (096) 328-2262

✉ danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp

LoGo フォームによるオンライン予約（熊本市ホームページから）

- ・ 宣誓日時（月～金 午前9時～午後5時、祝休日・年末休暇を除く）の 土日祝日を除く3日前までに予約を行ってください。
- ・ 必要書類の確認及び記載方法をお尋ねください。
- ・ その他、パートナーシップ宣誓制度に関する質問をお受けします。
- ・ 郵送での継続申告もできます。

(2) パートナーシップ宣誓継続申告

- ・ 宣誓継続申告を予約した日時にお二人、又はお一人で、必要書類（p.3参照）をご持参の上、男女共同参画課（市役所12階）にお越しください。
(ご希望に応じて個室を用意します。)

(3) 宣誓書受領証の交付

- ・ 内容を確認し、宣誓書受領証を交付します。

Q1 対象者はどのような人ですか？

熊本市では、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象としています。

Q2 パートナーシップ宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

パートナーシップ宣誓制度は熊本市の独自の制度であり、戸籍や住民票は国の法律に基づいた制度なので、パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票には記載されません。

宣誓したお二人を同一世帯とする場合、生計同一申立書の代わりに、宣誓書受領証をお使いいただくことができます。

Q3 制度利用にあたり、プライバシーは守られますか？

ご希望の場合は、宣誓の際に会議室を準備しますので、予約するときにお申し出ください。

Q4 宣誓の手続きに費用はかかりますか？

宣誓に際し、費用はかかりません。ただし、住民票や戸籍抄本・独身証明書など宣誓に必要な書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

Q5 代理や郵送での申請はできますか？

職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に記載していただく必要があるため代理や郵送の申請はできません。ただし、ご自分で記載が難しいなどの場合は、代書可能です。宣誓書受領証等の継続使用申請、宣誓の継続申告は郵送でお手続きできます。

Q6 通称名は使用できますか？

性別違和など、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。その際は、受領証等も通称名で交付します。

Q7 熊本市民でないと宣誓できないのですか？

いずれか一方が熊本市民の方、または 14 日以内に本市に転入を予定している方を対象としています。住民票、転出証明書が必要です。

Q8 宣誓書受領証は即日発行されますか？

宣誓書や必要書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は、宣誓日当日に交付します。

Q9 熊本市外へ転出した場合はどうなりますか？

パートナーシップ関係の解消や一方の死亡、双方が市外へ転出する場合は宣誓書受領証を熊本市に返還する必要があります。ただし、相互利用の協定を締結した自治体へ転出した場合はパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第 7 号）を提出し、そのまま使用することができます。

また、都市間連携ネットワークによる連携自治体へ転出した場合は、連携自治体の定める手続きにより、宣誓の継続申告ができます。

該当の自治体については、熊本市ホームページにてご確認ください。

Q10 結婚とはどのように違うのですか？

結婚は民法に基づく制度で、法的な権利、義務を伴います。それに対して、パートナーシップ宣誓制度は「熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので法的効力はありませんが、お二人のパートナーシップ関係を熊本市が認める制度です。

Q11 この受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

受領証等を持つことの意義はお二人の気持ちを行政が受け止め、お二人の関係を公式に認めることであり、現状で大きなメリットはありませんが、民間会社等において家族と同様のサービスの拡大を期待するものです。

熊本市では、性的マイノリティに関する様々な取組を行っています。
詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。



熊本市ホームページ



熊本市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

発行：平成31年（2019年）3月
（令和元年（2019年）11月改定）
（令和2年（2020年）4月改定）
（令和4年（2022年）4月改定）
（令和4年（2022年）12月改定）
（令和5年（2023年）9月改定）
（令和6年（2024年）10月改定）
（令和7年（2025年）3月改定）

【お問い合わせ】

熊本市 文化市民局 人権推進部 男女共同参画課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
☎（096）328-2262
E-mail: danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp